

◎新潟県告示第1690号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成26年12月18日認可した。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 漁業権者の名称及び住所

濁川漁業協同組合

新潟市北区名目所3丁目1948

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 変更の内容

（釣堀的漁場）

第13条の「平成26年1月1日から平成26年12月31日まで」を「平成27年1月1日から平成27年12月31日まで」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成27年1月1日